政令第三十九号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の七第二項第九号中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号イ中「ロに」を「ロ又はハに」に改め、「の属する月以後五年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の下に「であつて同日の属する月（以下このイ及び附則第四条第二項第五号において「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの」を、「得た数」の下に「と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ハ及び次項第八号において「特定継続世帯」という。）の数に四分の一を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ハ　特定継続世帯　イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じること。

附則第四条第二項第五号中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号イ中「ロに」を「ロ又はハに」に改め、同号ロ中「退職被保険者」の下に「（ハにおいて「退職被保険者」という。）」を、「属する世帯」の下に「であつて特定月以後五年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同号に次のように加える。

ハ　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）　前項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第九号ハに定めるところにより算定した額

附則第四条第三項第五号中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号イ中「ロに」を「ロ又はハに」に改め、同号に次のように加える。

ハ　前項第五号ハに掲げる世帯　第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第三項第八号ハに定めるところにより算定した額

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の七及び附則第四条の規定は、平成二十五年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十四年度分までの保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

省　令

○総務省・経済産業省令第一号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）を実施するため、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月二十二日

総務大臣　新藤　義孝
経済産業大臣　茂木　敏充

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関を指定する省令の一部を改正する省令

総務省・経済産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二号中「第六号から第八号まで」を「第八号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年二月二十四日から施行する。